

八幡平市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査（令和6年5月実施分）の結果を、同条第9項の規定により公表する。

令和6年7月4日

八幡平市監査委員 村 山 巧
八幡平市監査委員 岩 根 修 象

記

第1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対象課等	時 間	場 所
令和6年 5月20日（月）	花き研究開発センター	10：30 ～ 12：00	安代総合支所 打合室
	安代総合支所	13：15 ～ 16：30	
	田山支所		
	田山スキー場 防災ダム管理所		
5月21日（火）	議会事務局	9：00 ～ 9：45	議会議事堂 理事者控室
	農業委員会事務局	10：00 ～ 10：45	
	上下水道課（一般会計）	11：00 ～ 11：45	
	会 計 課	13：00 ～ 13：45	
	西根総合支所 西根地区市民センター	14：15 ～ 16：15	西根地区市民センター 娯楽・高齢者休養室
	監査委員事務局	16：30 ～ 17：15	監査委員事務局内

第2 監査執行者

監査委員 村 山 巧
監査委員 岩 根 修 象

第3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

第4 監査の方法

令和5年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既の実施した例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、財産管理の状況（公有財産等の管理状況・未登記状況調書（土地））、職務に関連した現金等及び団体事務局の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況、年間スケジュール表

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

なお、指摘事項については、改善措置を講じたのち、その内容を速やかに監査委員に報告するものとする。

(1) 安代総合支所

① 切手の受払簿の不備について【注意事項】

切手の受払簿を確認したところ、金額を二重線で訂正している箇所に訂正印が押印されていない。公文書である受払簿の金額や枚数等を訂正した場合は、訂正箇所には必ず訂正印を押印し、切手類の適正な管理に努めること。

(2) 西根総合支所

① 自治会活動費補助金交付申請書の金額の訂正処理について【指摘事項】

自治会活動費補助金交付申請書の収支予算書の金額に二重線が引かれ、金額が訂正されているが、訂正箇所に申請者印の訂正印が押印されていない。訂正の理由は、当該申請書を受理した後に、一部の自治公民館に対する予算配分の変更が生じたことや申請内容に誤記載があったことなどから、同支所において申請額等を訂正したものである。なお、訂正に当たっては、申請者側の了解を得たとしているが、その際、申請者側に金額の訂正と訂正印の押印、そして、訂正処理後の再提出を要請するべきであった。当該補助金申請書が公文書である以上、訂正と訂正印処理を適切に行う必要がある。今後においては、より一層、申請者側との意思疎通を図り、適正な事務処理の執行に努めること。

② 預金通帳における出金内容の未記帳について【意見又は留意事項】

日本赤十字社八幡平市区長に係る預金通帳を確認したところ、金融機関で自動的に記帳されている箇所以外、出金内容が預金通帳に記帳されていない。出金内容が分からないため、その都度、帳簿等と照合してその内容を確認しなければならず、事務的に不効率である。また、出金内容を「見える化」することにより、日頃の資金管理業務においても合理的である。今後は、金融機関による自動記帳がされていない箇所については、手書きによる記帳を励行されたい。